「設置・運営に係る基本条件」(キッチンカー・フードトラック)

この基本条件は、八幡市役所本庁舎キッチンカー(フードトラック)設置・運営事業 者公募に関する事項に付随するものについて定めるものです。

1 運営条件

- (1) 設置・運営期間は「八幡市役所本庁舎キッチンカー(フードトラック)設置・運営事業者公募要領」によるものとします。
- (2) 設置・運営場所は、市が指定する場所とし、一日1台の設置を原則とします。

2 設置及び撤去の条件

- (1) 車両の搬入及び準備は、午前8時30分から可とします。また、搬入にあっては、 周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行で搬入してくだ さい。
- (2) 運営時間は午前9時から午後4時の範囲内とします。設置・営業に伴う一切の費用 は、事業者の負担とします。運営に際し必要な電源について、市役所の電源が必要 な場合は電気使用料として、一日500円を徴収します。
- (3) 車両の片づけ及び搬出は、午後4時までに完了してください。また、搬出にあっては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら最徐行で搬出してください。
- (4) 車体の大きさは、「八幡市役所本庁舎キッチンカー(フードトラック)設置・運営 事業者公募要領」に定める貸出面積範囲内で設置できるものとし、本市の指示に従 い、指定する場所に設置してください。
- (5) 車両に併設して、販売口脇等にゴミ箱等を設置若しくは、使用済容器回収ボックス等を適宜設置することとし、また、ゴミは持ち帰ってください。
- (6) 来庁者の転倒等事故防止のため、必要に応じて設置に際し引いたコード類をテープ やマット等で保護する等、安全対策を図ってください。
- (7) 看板・メニューボードは最小限とし、飛散・倒壊防止の措置を講じてください。
- (8) イス・テーブルの設置は原則として行わないこととします。
- (9) 車内外の整理整頓、清潔感を保つよう留意してください。 (車外には荷物や食材を 出さないでください。)

3 販売品目の条件

開庁日の午前11時から午後1時までをコアタイムとし、昼食を主としたメニューの 提供を必須とします。

4 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理などの維持管理は適切に行い、商品の品質管理に十分注意してください。
- (2) 水道の使用は不可とします。
- (3) ゴミ及び、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収し、周辺の清掃も行ってください。
- (4) 設置・運営事業者は、食品衛生法に基づく営業許可を取得、かつ、営業時には「営業許可済標識」を貼付してください。
- (5) 出店者は、問合せ等に対応するため、連絡先を明記してください。
- (6) エンジン音などに注意を払い、可能な限り静音対策を講じてください。
- (6) その他、必要に応じ、本市と協議を行ってください。